

評価報告概要表

第三者評価機関

名 称	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
評価調査日	平成18年11月20日(月)

福祉サービス事業者情報

名 称	山口県みほり学園	種 別	情緒障害児短期治療施設
代表者氏名	施設長 山本隆	開設年月日	昭和47年7月1日
設 置 者	社会福祉法人 山口県社会福祉事業団	定員(利用人数)	50名(41名)
所在地	〒753-0214 山口市大内御堀951		
電話番号	083-922-8605	FAX番号	083-922-8617
ホームページアドレス	http://www.c-able.ne.jp/~mihori-j/index.html/		

総 評

全体を通して(事業所の優れている点、独自に工夫している点など)

特に評価の高い点

県内唯一の情緒障害児短期治療施設として、専門性を発揮し、児童との信頼関係を築きながら児童の育成に携わり、努力されていることがうかがえました。

法人としての中・長期計画等、事業計画が策定、実施されており、今後の方向性が明確にされていることは、職員はもとより利用者にとっても望ましい体制だと思われます。

サービスの実施については、関係機関との連携が密に取られ、児童の状態を慎重に配慮しながら支援していることが確認できました。利用者が施設長や職員を信頼している状況も確認でき、このことは児童の心の安定に寄与しているものと思われます。児童の健康状態もきめ細やかに配慮されていることも確認できました。

改善を求められる点

短期治療施設であるという理由で取組みが難しい面が多いとうかがいました。しかし、入所が長期に渡っている児童も少なくないこと、また短期でも生活の場となっていることを鑑みれば、児童の自己表現や自主性を尊重した取組みを広げていく必要があると思われます。安全・安心の確立はもとより児童が年齢相応の社会性を身につける取組みをソフト、ハード(設備)の両面から検討されることが望まれます。子どもらしさの感じられる環境づくりも忘れないでほしいと感じました。

日常生活におけるプライバシー保護の意識がやや低いように思われました。規程やマニュアルを整備していくことが早急の課題といえます。

求められる職員像を明示し、職員育成を図る研修システムの構築を図り、個別の研修プランを立てることが望まれます。

情緒障害児の個性が様々であり、一般的なマニュアルにて対応するのは難しいと思われませんが、LD、AD/HD等における処遇マニュアルなど、基本的な対応マニュアルを作成することが処遇の向上につながるものと思われます。

第三者評価結果に対する事業者のコメント・事業所のPR

みほり学園では、これまでの不登校児に加えて被虐待児や発達障害児が増加するなど入所児童が複雑多様化しており、処遇の多様化と専門性が求められているところです。

こうした中で、今回の受審は自分たちの取り組んできた業務内容を改めて見直すいいきっかけになりました。今回は情緒障害児短期治療施設版の評価基準が策定されていない段階での評価となったこともあり、施設側と委員側に認識の差はありましたが、今後とも児童の健全な成長を願い一層の取り組みをしていくことを再認識したところです。

評価報告概要表

評価分野別評価結果(分野別の特記事項)

福祉サービスの基本方針と組織	a	7	b	4	c	1	Na	0
<p>法人の基本理念、また、それに基づく施設の運営方針等が作成され、年度当初において職員へ周知されていることが確認できました。利用児童や家族への周知も取組みを深めていくよう心がけてほしいと思われます。5年間の中・長期計画も作成され、それに基づいて事業を行っている体制は評価できる点です。遵守すべき法令についてはリスト化するなどして周知の工夫をされることを期待します。</p>								

組織の運営管理	a	12	b	1	c	8	Na	0
<p>事業経営をとりまく環境については的確に把握されていると思料されました。人事管理面で必要な人材像の明示、教育システムの構築が望まれます。外部監査の導入、また安全確保のための事故報告及びヒヤリハット集等における分析がなされることが必要です。</p>								

適切な福祉サービスの実施	a	19	b	2	c	5	Na	0
<p>高い専門性をもつ職員により、関係機関との連携も密に取りながら、適切な支援が行なわれていると思料されました。個々のサービスに対する標準的な実施方法、その見直しの仕組みが確立されることが課題であるといえます。</p>								

良質な個別サービスの実施	a	24	b	5	c	4	Na	0
<p>児童が一番喜んでいる食事はおいしく、食育に真剣に取り組んでいる成果が表れていることがうかがえました。児童の職員に対する信頼は大きいものと感じました。ただ、児童の自主性や自律性を尊重した日常生活の支援について、職員間で検討を要するものと思われます。</p>								

児童の権利擁護	a	11	b	3	c	0	Na	0
<p>全般的に権利擁護についての取組みはなされていると思料されました。しかし、短期治療施設のニーズも変わり、施設での暮らしが長期化している児童もいます。治療の場であるとともに生活の場となっていることを常に意識しながら、児童の権利として検討されてください。子どもの施設であるにもかかわらず、子どもたちの生活のにおいが感じ取れなかったことが残念です。</p>								